答 現在の機械設備は導入から10年以上経過しているものも有していることから、通年を通してメンテナンスや部品交換等により運用している。食の安全を守るための衛生面や、職場環境整備の観点から、限りある財源を有効に活用するためにも、必要な設備の更新について優先順位を考慮しながら検討していく。トイレについても現場の声を聞きながら、職場環境の改善に繋がるよう更新について検討していく。



●令和7年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

問 **特別徴収、普通徴収の割合は。**

答 特別徴収91・1%、普通徴収8・9%。

問 **要介護認定申請から30日以内に認定が完了しているか。**

答 認定に必要な主治医意見書の作成については主治医に依頼しているが、その作成が遅くなることもあり、その場合は30日以上かかっているケースがある。主治医への依頼から1カ月以上経過した場合は早期の提出をお願いしているが、今後も可能な限り30日以内に認定できるよう努めてまいりたい。



●令和7年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

問 **特別徴収と普通徴収の割合は。**

答 特別徴収63・6%、普通徴収36・4%

問 **マイナ保険証所持者は何名か。滞納者に対してペナルティはあるか。**

答 令和8年5月時点でマイナ保険証所持者4、335人で登録率82・27%。令和7年度にはマイナ保険証登録の有無に関わらず全員に資格確認書を送付した。滞納者に対しては広域連合の意向もありペナルティはないが、督促状、催告書、納付相談のお知らせは随時送付している。しかしながら、広域連合としても未納額の増加については憂慮しており、11月には市町村職員を対象とした収納対策研修会を開催し、徴収を強化していく。



問 **健康診断の受診率の動向と取り組みは。**

答 すこやか健診受診率は町24・3%、県26・3%。さわやかロ腔健診受診率は町3・1%、県7・1%。健診受診のお知らせを被保険者全員に送付しているが、なかなか受診率が増加しない。検診を受けていただき病気の早期発見が医療費の抑制にもつながると考えられるので、更なる受診率の向上に向けて努めていく。健康指導については、検診結果が悪く医療機関の受診が無い方は保健師から電話でのお願いや戸別訪問して受診のお願いをしている。

●令和7年度養老町上水道事業会計決算認定

問 **上水道の広域化への取り組み状況は。**

答 県水道事業広域連携研究会において、管理の一体化に係る取り組みとして薬品やメーター等の共同購入について検討されている。

問 **不納欠損額約170万円のうち、最高額とその内容は。**

答 8か月間で45万7、048円。漏水が原因で大きな滞納となったもの。



●令和7年度養老町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定

問 **下水道使用料の値上げや、一般会計から法定外繰入れを実施している現状であるが、中部浄化センター維持管理事業者への委託料交渉は行われているか。**

答 担当部長、課長、技術担当で毎年年2回、1月から2月の間に交渉を行っている。



令和8年9月

定例会 こんなことが決まりました

審議した議案とその結果

議案	結果
条例	
養老町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正	全員賛成で可決
養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	全員賛成で可決
養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	全員賛成で可決
養老町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	全員賛成で可決
養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正	全員賛成で可決
養老町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正	全員賛成で可決
養老町議会議員政治倫理条例の一部改正	全員賛成で可決
予算	
令和８年度養老町一般会計補正予算（第２号）	全員賛成で可決
令和８年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	全員賛成で可決
令和８年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第２号）	全員賛成で可決
令和８年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）	全員賛成で可決
令和８年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	全員賛成で可決
その他	
専決処分の報告（損害賠償の額の決定）	報告のみ
令和８年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れ変更	全員賛成で可決

同意 (敬称略)		結果
教育委員会委員	近藤　法雄（再任） 任期　令和８年10月８日～令和12年10月７日	同意
農業委員会委員	古川　　明（新任） 任期　令和８年９月３日～令和11年７月19日	同意
人権擁護委員	野村　亮温（再任）、佐竹　哲（新任）、木村　茂（新任） 任期　令和９年１月１日～令和11年12月31日	同意

養老町議会議員倫理条例の一部改正　概要

平成26年に制定された本条例は、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めており、その一つに本町独自規定として、議員やその親族が役員などを務める企業が町と請負契約を結ぶことを禁じておりました。

一方で、令和５年３月に地方自治法が改正され、年間300万円までは議員個人による町との請負が許容されることとなりました。この自治法改正は、議会の適正な運営確保、なり手不足問題の解消などを目的として議員個人の請負に関する制限を緩和したものであり、本条例においても、地方自治法改正の趣旨に沿った内容に改正しました。

「議員やその親族が役員などを務める企業と町との請負契約の禁止規定」を無くし、「地方自治法の趣旨を尊重し、町と行う請負契約などに関して、町民に不正の疑惑を持たれることがあってはならない。」と改めました。